

第9期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

概要版



令和6(2024)年3月

 安来市



1 計画策定の趣旨と背景

(1) 策定の趣旨

本市では、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする『第8期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきました。

本計画は、介護保険制度等の改正や本市における高齢者福祉を取りまく状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するために、3年ごとの見直しをすることが求められています。

元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、できる限り住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、高齢者福祉及び介護保険事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、『第9期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』を策定します。

(2) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

一方、介護保険事業計画は、65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。）が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

本市では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定します。

(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までを目標年度とする3か年計画です。

なお、国や島根県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

平成 27～29 年度	平成30 ～令和2 年度	令和 3～5 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和 9～11 年度	令和22 (2040) 年度
-------------------	--------------------	-----------------	---------------------	---------------------	---------------------	------------------	----------------------

第9期安来市
高齢者福祉計画
介護保険事業計画

第6期

第7期

第8期

第9期計画
(本計画)

第10期

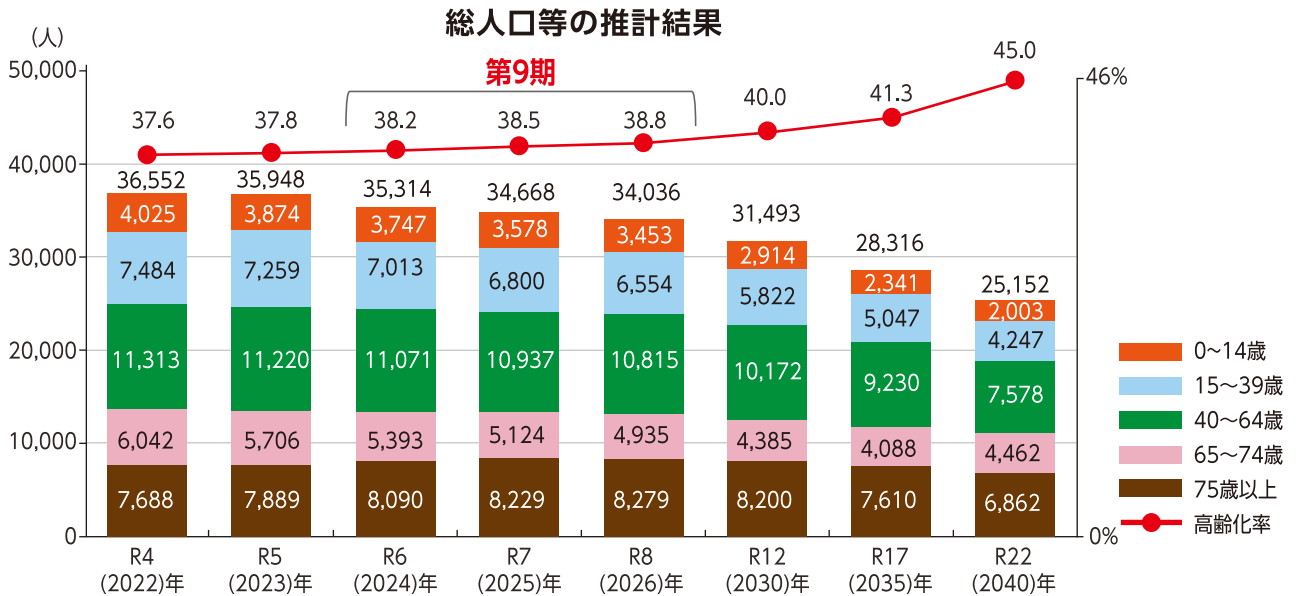
令和22(2040)年を見据えた中長期的な
視点に立った施策の展開

2 基礎数値の将来推計

(1) 総人口、高齢者人口等の推計結果

本計画の最終年度(令和8年度)に総人口は34,036人、介護保険制度で第2号被保険者に該当する40～64歳人口は10,815人、第1号被保険者に該当する65歳以上人口は13,214人になると予想されています。

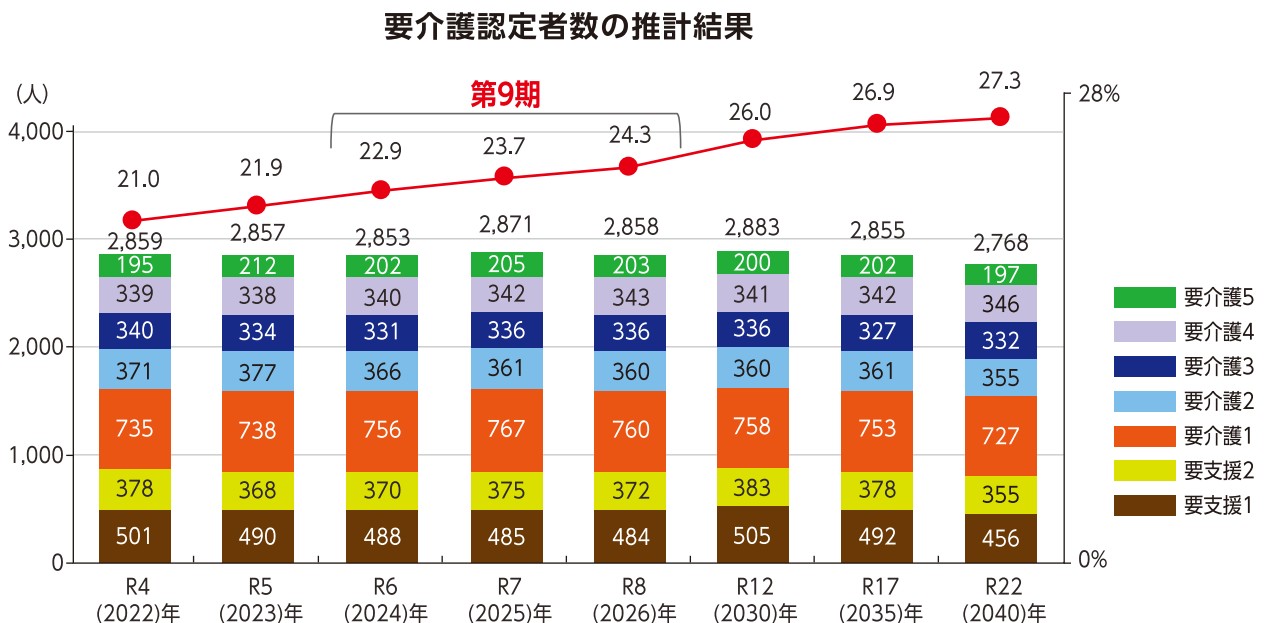
65歳以上人口は減少していきませんが、75歳以上人口はしばらく増加が続き、令和9年頃ピークを迎えた後、減少傾向に移行していきます。



※住民基本台帳人口の実績による推計結果

(2) 要介護認定者数の推計結果

今後、要介護認定者の出現率が高い75歳以上人口や85歳以上人口の増加によって、要介護認定者数は大きく減少することなく、横ばいで推移すると見込まれています。



※地域包括ケア「見える化」システムによる推計

3 計画の基本方針

(1) 基本理念

今後、75歳以上人口や85歳以上人口がピークを迎え、認知症をはじめ支援が必要になる高齢者も増加することが考えられるため、介護サービスの充実とともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の深化・推進を継続して進めていく必要があります。

さらに、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会）を視野に入れた取組も重要となっています。

これらを踏まえ、中長期的な視野を踏まえた本市が目指す姿と、その実現に向けた基本理念を次のように定めます。

本市が目指す姿

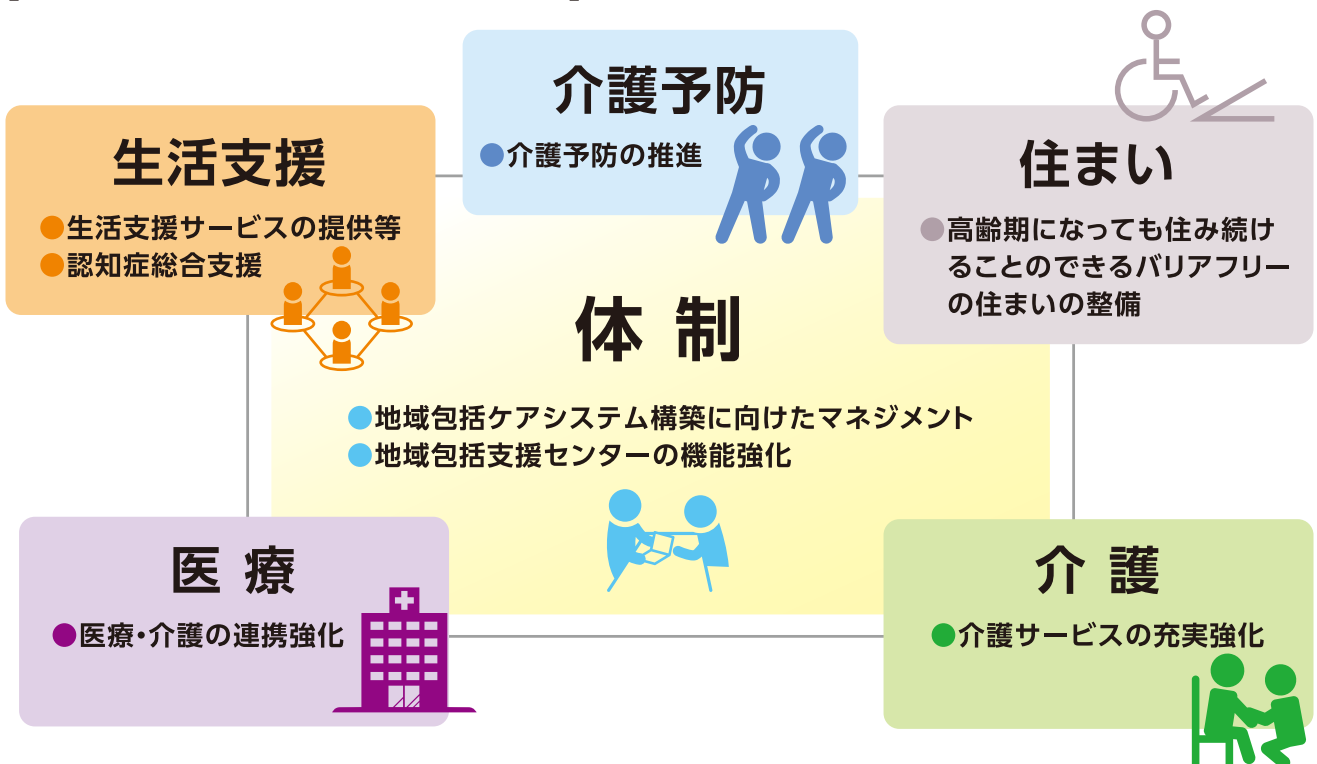
『住み慣れた地域で自分らしく
いきいきと暮らし続けることができるまち』



基本理念

支え合い、生きがいを持って
安心して暮らせるまちづくり

【安来市の地域包括ケアシステム】



(2) 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を定めます。

目標①

地域包括ケア システムの推進

- すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- 地域包括支援センターを中心に、医療・介護をはじめ、地域の多様な主体間の連携や、見守り・支え合い、安全・安心の仕組みづくりに取り組み、地域の実情にあった地域包括ケアシステムの深化・推進につなげます。

目標②

生涯活躍社会 の実現

- 健康寿命を延ばし、いつまでも元気に過ごせるよう、要介護へ移行する中間の段階であるフレイルの予防や、介護の重度化の抑制を含めた総合的な健康づくりを推進します。
- 豊かな経験を有する高齢者が、就労も含めた多様な活動に積極的に参加し、いきいきとした高齢期を過ごせるよう、生きがいづくりや社会参加の促進に取り組みます。

目標③

尊厳のある 暮らしの確保

- 増加が見込まれる認知症高齢者やその家族等への支援の充実を図るとともに、広く市民の認知症への理解に向けた広報・啓発を推進します。
- 虐待の防止や権利擁護の推進に取り組み、だれもが尊厳のある暮らしを実現できる地域づくりにつなげます。



目標④

多様な 支援サービスの 確保と充実

- 高齢期の自立した暮らしを支えるとともに、介護離職ゼロの実現に向けて、その基盤となる介護保険事業の円滑な運営とともに、介護人材や介護現場に取り組みます。
- 高齢者の暮らしを支援する外出支援等の生活支援サービスの充実に取り組みます。



(3) 施策の体系

基本理念

支え合い、生きがいを持って
安心して暮らせるまちづくり

基本目標

目標①

地域包括ケア
システムの推進

目標②

生涯活躍社会
の実現

目標③

尊厳のある
暮らしの確保

目標④

多様な
支援サービスの
確保と充実

施策

(1) 地域共生社会に向けた取組

(2) 在宅医療・介護の連携強化

(3) 安全・安心な環境づくり

(1) 総合的な健康づくりの推進

(2) 介護予防と自立支援の推進

(3) 生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 認知症支援体制の充実

(2) 高齢者虐待の防止

(3) 権利擁護の推進

(1) 介護サービスの充実

(2) 生活支援サービスの充実

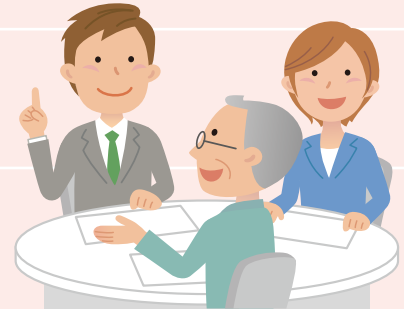
(3) 介護人材の確保及び介護現場の
生産性の向上

事業

- ① 地域ネットワーク構築の仕組みづくり
- ② 地域包括支援センターの機能・体制強化
- ③ 重層的支援体制の整備
- ④ 包括的支援事業の推進
- ⑤ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員との連携
- ⑥ ボランティアの組織化

- ① 多職種連携の体制整備
- ② 「在宅医療・介護連携支援会議」の開催
- ③ 地域住民への普及啓発

- ① 住環境の整備
- ② 交通手段の確保
- ③ 防災知識の普及啓発
- ④ 防災体制の整備
- ⑤ 交通安全対策の推進



- ① 安来市健康推進会議との連携
- ② 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施

- ① フレイル予防事業の推進
- ② フレイル予防DX事業の推進
- ③ 一般介護予防事業の推進
- ④ 住民主体の通いの場の拡充
- ⑤ 介護予防・日常生活支援サービス事業の実施
- ⑥ 介護予防ケアマネジメントの推進
- ⑦ 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- ① 高齢者クラブ活動への支援
- ② スポーツの振興
- ③ シルバー人材センターへの支援



- ① 相談体制の強化
- ② ネットワーク機能の強化
- ③ 認知症初期集中支援推進事業
- ④ 正しい知識の普及
- ⑤ 在宅生活支援の体制づくり
- ⑥ 認知症の人及び家族介護者への支援
- ⑦ サービス基盤の整備
- ⑧ 認知症施策の検討・推進
- ⑨ 認知症予防への取組
- ⑩ 認知症バリアフリーの推進

- ① 高齢者虐待防止ネットワーク
- ② 講演会等の実施

- ① 権利擁護事業の充実
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 消費者被害の防止
- ④ 消費者教育の推進



- ① 制度の普及・啓発
- ② 要介護認定の適正な実施
- ③ 介護給付適正化に向けた取組
- ④ 地域密着型サービス事業者への指導
- ⑤ ケアマネジャーの人材育成・資質の向上
- ⑥ 相談・苦情対応体制の充実
- ⑦ サービス評価の普及
- ⑧ 低所得者対策
- ⑨ 市町村特別給付の実施
- ⑩ 介護サービス事業所等における災害や感染対策に向けた支援

- ① 緊急通報電話設置事業
- ② 高齢者外出支援事業
- ③ 養護老人ホームへの入所及び運営
- ④ 高齢者生活福祉センターの運営

- ① 介護の仕事魅力発信
- ② 介護人材マッチング支援
- ③ 介護人材キャリアアップ支援
- ④ 介護人材定着支援
- ⑤ 働きやすい環境づくりの推進



4 第9期の介護保険料

第8期の時点で多段階化(11段階)を実施していた本市では、国の基準が9段階から13段階に変更となったことを踏まえ、第9期の介護保険料段階設定は15段階に見直しを行います。

これを踏まえ、第9期(令和6年度から8年度)の介護保険料の基準月額(第5段階)は、これまでから200円増額の6,500円(年額78,000円)となります。

所得段階	所得段階の内容		保険料率	第9期(R6～8年度)	
				月額	年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.25	1,625円	19,500円
第2段階			0.45	2,925円	35,100円
第3段階			0.685	4,453円	53,430円
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,850円	70,200円
第5段階			1.00	6,500円	78,000円
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が60万円未満	1.20	7,800円	93,600円
第7段階			1.25	8,125円	97,500円
第8段階			1.30	8,450円	101,400円
第9段階			1.35	8,775円	105,300円
第10段階			1.50	9,750円	117,000円
第11段階			1.70	11,050円	132,600円
第12段階			1.90	12,350円	148,200円
第13段階			2.10	13,650円	163,800円
第14段階			2.30	14,950円	179,400円
第15段階			2.40	15,600円	187,200円

※第1段階から第3段階の基準額に対する割合及び保険料は、公費による軽減措置後の内容を記載しています。

第9期安来市高齢者福祉計画
介護保険事業計画

発行日: 令和6年3月

発行: 島根県 安来市

編集: 安来市 健康福祉部 介護保険課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1

(安来市健康福祉センター2階) TEL 0854-23-3290